

児童相談課

議案第 4 2 号

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号。以下「省令」といいます。）
の一部改正に伴い、港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令
和 6 年港区条例第 3 2 号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

子ども家庭ソーシャルワーカーの資格に係る審査・証明事業の業務について、認
定法人が事業を廃止した場合などに限って、こども家庭庁長官が自ら審査・証明事
業の業務を行うことを可能とする省令改正が行われました。

これに伴い、条例の一部を改正します。

2 改正内容

条例で引用している省令の条項番号を変更します。

3 施行期日

公布の日

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(前略) (児童指導員の資格) 第二十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。 一 三 (略) 四 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八第一項に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 五 十一 (略) (後略) 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	(前略) (児童指導員の資格) 第二十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。 一 三 (略) 四 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 五 十一 (略) (後略)